

## 草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、職員等の職務に係る法令等の遵守および倫理の保持のための体制を整備し、公平かつ公正な職務の執行の確保を図るため必要な事項を定めることにより、市政の透明化を推進するとともに、市民に信頼される市政を確立することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会事務局長をいう。
- (2) 職員等 実施機関およびその構成員ならびにそれらを補助する職員をいう。
- (3) 公職者 次に掲げる者およびその秘書その他次に掲げる者の活動を補佐する者をいう。
  - ア 国会議員および地方公共団体の議会の議員
  - イ 他の地方公共団体の長
- (4) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）および実施機関がその職務を執行するために定める規程をいう。
- (5) 要望等 職員等に対して行われる当該職員等の業務に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員等の作為または不作為を求める一切の行為（職員等が職務として行うものを除く。）をいう。
- (6) 不正な要望等 要望等のうち、次に掲げる作為または不作為を求める行為をいう。
  - ア 正当な理由なく、特定のものに対して著しく有利または不利な取扱いをすること。
  - イ 正当な理由なく、特定のものに対して義務のないことを行わせ、またはその権利の行使を妨げること。
  - ウ 正当な理由なく、執行すべき職務を行わないこと。
  - エ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、法令等に違反することまたは倫理に反するを行うこと。
- (7) 不当要求行為等 暴行、脅迫その他の規則で定める言動をいう。

(8) 申請 法令等に基づき、実施機関またはその委任を受けた者の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分その他の行為を求めるものであって、これに対して実施機関またはその委任を受けた者が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(実施機関および職員等の責務)

第3条 実施機関は、法令等を率先して遵守するとともに、法令等の遵守および倫理の保持のための体制を整備し、透明性が高く、公平かつ公正な市政の運営に全力で取り組まなければならない。

2 職員等は、市民に対し、この条例の趣旨について十分な説明を行うとともに、要望等に対し誠実に対応し、この条例の目的を達成するため、全力で努力しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民、事業者その他要望等を行おうとするものは、不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等により職員等の公正な職務の執行を妨げないようにしなければならない。

(倫理に係る理念)

第5条 職員等は、常に公務員としての倫理の保持に努めなければならない。

(職員等の職務執行その他倫理に係る基本原則)

第6条 職員等は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを自覚し、常に公平、公正かつ誠実な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員等は、職務上の権限の行使に当たっては、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いる等市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

3 職員等は、特に自らの職務に関連する法令等に精通するよう努め、職務を適正に執行しなければならない。

4 職員等は、職務上知り得た情報を適正に管理することにより、公正な職務の執行を損なわないようにしなければならない。

5 職員等は、法令等の規定による権限に基づき、その職務を市民に説明する責務を全うしなければならない。

6 職員等は、職務の執行における手続の明確化および市政運営の透明化を図るために、施策(市の基本方針を実現するための個々の方策をいう。)の意思決定の内容および過程を適正に記録するよう努めるものとする。

(要望等への対応の基本原則)

第7条 職員等は、市政運営に対する要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、公平かつ公正に対応しなければならない。

2 職員等は、要望等が行われた場合は、他のものの権利および利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定のものに対して便宜または利益を図ることにならないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。

3 職員等は、不当要求行為等を伴う要望等が行われた場合（不当要求行為等を伴う要望等が行われるおそれが切迫していると認める場合を含む。）は、公平かつ公正な職務の執行および職員等の安全の確保を図るため、不当要求行為等対応方針に基づき、複数の職員等により組織的に、き然とした態度で冷静に対応しなければならない。

(要望等の記録)

第8条 職員等は、本市の業務に関する要望等を受けたときは、当該要望等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかにその内容を書面により記録しなければならない。

(1) 書面（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）によりなされたとき。

(2) 公式または公開の場においてなされ、議事録その他これに類するものに別途記録されたとき。

(3) 単なる問い合わせまたは事実関係の確認にすぎないことが明白であるとき。

(4) 公職者以外のものからの要望等であって、要望等の内容が次のいずれかに該当するとき（不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等に該当する場合を除く。）。

ア 日常的に行われる営業活動に係るもの

イ 多数の者が利用する公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされるもの

ウ 職員等が多数の要望者に順次対応するような場合であって、記録することが困難なもの

エ 要望等の場で用件が終了し、職員等が要望者に対して改めて対応し、または回答する必要がないもの

(不当要求行為等を伴う要望等の記録)

第9条 職員等は、不当要求行為等を伴う要望等を受けたときは、速やかに言動の内容を書面により記録しなければならない。

(書面の実施機関等への提出)

第10条 職員等は、前2条の規定により作成した書面および要望等が書面によりなされた場合の当該書面(申請に係る書面を除く。)またはその写しを、速やかに実施機関またはその指定する職員(以下「実施機関等」という。)に提出しなければならない。

(要望等に対する措置等)

第11条 実施機関等は、前条の規定により書面またはその写しの提出があった場合において、不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等(以下この条において「当該要望等」という。)があったと認めるときは、当該要望等を行ったものに対する警告、捜査機関への告発その他の必要な措置を講じるものとする。

2 実施機関等は、前項の措置のうち、警告または捜査機関への告発を行うときは、あらかじめ当該要望等を行うものに対し、弁明の機会を付与するものとする。ただし、公益上、緊急に警告または捜査機関への告発を行う必要があるときその他弁明の機会を付与しないことに相当の理由があるときは、この限りでない。

3 実施機関等は、前2項の措置を講じた場合において、その後も当該要望等が繰り返し行われるときは、当該要望等を繰り返すものの氏名または名称および当該要望等の内容その他必要と認める事項の公表を行うことができる。

4 実施機関が指定する職員は、前3項の措置を講じたときは、その内容を実施機関に報告しなければならない。

5 実施機関は、第1項から第3項までの措置を講じたとき、または前項の報告を受けたときは、その内容を次条に規定する審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

(審査会)

第12条 前条第5項の規定により報告を受け、意見を述べるとともに、職員等の公正な職務の執行の確保に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、および審査するため、草津市公正職務執行審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第13条 審査会は、委員3人で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が支障がないと認める場合は、公開することができる。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。  
(職員等の協力)

第14条 職員等は、第12条の規定による審査会の調査または審査に協力しなければならない。  
(体制の整備)

第15条 実施機関は、法令等および第6条に規定する基本原則の遵守（以下「コンプライアンス」という。）に関する啓発、研修、相談その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 コンプライアンス意識の高揚を図るとともに、コンプライアンスの体制を整備するため、法令遵守監、コンプライアンス対策会議およびコンプライアンス推進責任者等を設置する。

3 前項の体制の整備に関し必要な事項は、別に定める。  
(市長の調整)

第16条 市長は、他の実施機関に対し、コンプライアンスの推進に関し、報告を求め、または助言を行うことができる。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、各実施機関における要望等に係る記録等の件数その他の運用状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

(出資法人等の講ずべき措置)

第18条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人は、当該出資の公共性にかんがみ、この条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理に関する業務に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。